

国民健康保険・後期高齢者医療保険の皆さんへ 高額療養費制度が変わりました

☎・厚生労働省コールセンター ☎0120(617)111〔午前9時～午後6時(日曜日、祝日、年末年始は除く)〕
・国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(583)9738

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関へ支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。 ※上限額は、個人や世帯の所得に応じて決定されます。

変更点(令和8年8月受診分から)

①ひと月ごとの自己負担の上限額が引き上げになります

②新たに年間(8月～翌年7月の期間)上限額が新設されます

ひと月ごとの上限額が積みあがり、年間上限額に達した場合、年間上限額以上の医療費については、被保険者からの申請により還付を受けられます。

詳しくは、厚生労働省HPまたは市HPをご覧ください。上記へお問い合わせください。



厚生労働省
ホームページ



ホームページ

国民年金保険料の免除・納付猶予期間がある人へ 国民年金保険料の追納をおすすめします

☎〒525-0025 草津市西渋川一丁目16-35

日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567)2220 ☎(562)9638

国民年金保険料の免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取れる年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、受け取ることができる年金額には反映されません。将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができます。詳しくは、右記HPをご覧ください。

持申請書、本人確認ができる書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

申直接または郵送で上記へ。

他・申請後に発行された納付書での支払いに限ります。口座振替やクレジットカードでの支払いはできません。

・市役所では申請できません。

・申請書の様式など詳しくは、右記HPをご覧ください。



日本年金機構
ホームページ

事前登録型本人通知制度で不正取得の早期発見を

☎市民課 ☎・☎(582)1122 ☎(583)9738

本人通知制度とは、本市に住民登録や本籍のある人が事前登録することで、住民票の写しや戸籍証明書が第三者※に交付された場合に、その交付された事実を登録者本人にお知らせする制度で、不正取得による個人の権利侵害の抑止効果が期待されます。

登録は、便利なオンライン申請をぜひ利用してください。詳しくは、市HPをご覧ください。

※本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請する人

パソコンまたはスマートフォンで、
右記申請フォームから申請

本人確認書類(運転免許証など)の
画像を添付

申請者に「登録受付完了メール」の
お知らせ



申請フォーム



ホームページ